

# Canada immigration

## 最近の動向・傾向について

プロソリン岡本美希



# 目次：

- カナダImmigration基礎知識
  - Work Permit (就労許可証) について
- カナダ移民法改正・改正案
- 事例分析：A氏の場合
- これからの企業に必要な計画とは
- Shouli & Partnersについてのご紹介



# なぜ移民法を遵守する必要があるのか？

- CSR  
（企業倫理および企業の社会的責任）
- コンプライアンス  
（CSRに関する法令・規律遵守）
- 企業イメージ



# カナダ労働イミグレーションボキャブラリー

- ビザ（入国許可証）
  - 主にカナダ国外発行
  - パスポートによっては免除
- 許可証
  - 行動を許可する書類
  - カナダ国内発行
    - 訪問者許可証（観光・訪問・短期商用） 最大6ヶ月
    - 就労許可証
      - HRSDC(カナダ人材技能開発省)許可要、LMO（Labour Market Opinion：就労エリアにおける労働市場調査を基にしている）
      - HRSDC許可不必要、LMOは必要なし



## カナダ移民法：ご存知ですか？

- IRPA（カナダ移民法）において無許可の外国人労働者を雇用すると雇用主は2年以内の**禁固刑**、もしくは上限**5万ドルの罰金**である。
- カナダで就労許可証を取得した外国人労働者は就労許可証に**記載されている場所でしか**労働することができない。
- LMO許可証を元に発行された就労許可証に基づいて就労している外国人労働者はLMO許可証に記された賃金及び労働時間と**実質的に同一**でなければならない。
- LMO許可証を元に就労している外国人労働者に対して雇用主は**新しいLMOを申請せず、任意に**外国人労働者の雇用条件を変えることは**できない**。



## 今後の見通し：

- 外国人労働者雇用基準が頻繁に変化
- TFWP（外国人一時就労プログラム）基準の複雑化

# カナダ移民法改正・改正案

# カナダ移民法改正・改正案

## • 当局の動向

- カナダ政府によるカナダ人雇用の推進および支援によって国内失業率の改善を目的とするため、これまでの外国人雇用に減らそうという動きが活発化

## • 改正・改正案

- 無料だったLMO申請料\$275の導入
- 言語規制：英語・フランス語のみ
- カナダ人を雇用するための宣伝の方法・時間が更に厳しくなる
- 外国人雇用は人材不足を補うためであることの確認
- 外国人労働者に対して、カナダ国内平均賃金の支払いを義務化
- 外国人が雇用される役職に将来はカナダ人を配置するための職業訓練を行う等の計画の確認

## • 企業への影響

- 外国人雇用に対する手続きが複雑化、更に経済的負担が増える。



# カナダ移民法改正・改正案

## • 当局の動向

- プログラムの保全と法規制の遵守にさらに注目
- 新しく提案されている改正は雇用者に対して規則が守られているか政府関係者が強制的に検索することができるように更なる権限を与えることを提案している

## • 改正・改正案

- 捜査令状なしに施設に立ち入り、調査および監査、尋問することができる
- その場で質問、書類の提出を要求することができる
- 外国人労働者の勤務が終了後、過去6年にさかのぼる関係資料請求
- 移民法適合性調査プロセス（政府関係者によるあらゆる調査）
- 規則に従っていないと判断された会社はブラックリストに記載、その後2年間外国人労働者を雇うことができない
- 規則に違反したと判断された会社は外国人労働者に対して正社員のオファーをすることは禁じられることになる

## • 企業への影響

- 移民法に違反する可能性の拡大
- コンプライアンスにかかる時間とコストの増加

# カナダ移民法改正・改正案

- 当局の動向
  - 身分詐称成りすまし犯罪予防目的
  - 申請手続きの更なる遅延と追加料金の可能性
- 改正・改正案
  - パスポート発行国によっては指紋採取要求の可能性
  - ビザ免除国に対する搭乗前手続きに関する提案書  
例 アメリカのESTA、オーストラリアのETAのようなもの
- 企業への影響
  - 申請手続きの更なる遅延と追加料金の可能性

# 事例分析：A氏の場合

## 事例分析：A氏の場合

- A氏は国際的企業、B社の東京オフィスで働く電気技師（エンジニア）です。
- ある日、カナダのアルバータに支社のある顧客から、先日B社から購入したプログラムを現地のシステムに取り込む際に問題が発生し、緊急に対応してほしいという旨の連絡を受けました。丁度、他の技術者も出払っており、A氏しか対応できる人がいません。
- A氏の会社はカナダにはトロントにしかオフィスがなく、顧客のアルバータ支社で実際仕事をするには労働許可がいるのか疑問に思ったA氏は直属の上司に相談してみました。
- 上司も会社の関係者に聞いてみましたが、この一刻を争う緊急事態に対応できる人員が出払っており、カナダのオフィスに出張した経験者達の「入国審査の時には『会社のオフィスでのミーティングに出席します』と申告するだけだったよ。」という情報を受け、そのままA氏にメールで指示します。
- 急いでカナダ出張の準備をしてトロント直行の飛行機にA氏は乗り込みました。そして入国審査では・・・

## 事例分析：起こりうる状況分析

- 審査にて「個人的な（ただの）旅行・社内ミーティングです」と申告してしまいました。
  - うそがばれてしまった場合身分詐称の犯罪に問われ強制送還。
  - 会社側は不許可の外国人労働者を働かせた疑いでブラックリストに記載される可能性有
- 審査にて「エンジニアとしてアフターケアの一環で働きます。会社はトロントにオフィスがあります。」と申告しました。結果、就労許可証が発行されましたが、「記された場所のみでの就労許可」と書いてあり、トロントオフィスもしくはオンタリオ州と明記されています。
  - 就労許可書に記載された場所以外での労働は違法。
  - うそがばれてしまった場合身分詐称の犯罪に問われ強制送還。
  - 会社側は不許可の外国人労働者を働かせた疑いでブラックリストに記載される可能性有

# 事例分析：起こりうる問題

## 出張者

- 入国拒否・強制送還
- カナダ入国禁止2年
- カナダ出入国歴に記載され、以後の出入国審査が厳しくなる
- その他の国への出入国も難しくなる可能性

## 会社側

- プロジェクト遅延
- IRPA（カナダ移民法）において無許可の外国人労働者を雇用すると雇用主は2年以内の禁固刑、もしくは上限5万ドルの罰金
- 会社名がブラックリストに載り、以後出張者の入国審査が厳しくなる
- 会社側の出張者に対する責任

# これからの企業に対する課題

移民法遵守のための社内における役割分担をはっきりさせる。

現行のイミグレーション手続きを見直しを行いどのような改善・改革が必要かを把握する。

短期を含める出張者のためのイミグレーション・出張手続き資料を作成し、関係する法律の変化も把握するようにする。

資料を請求された場合必要な時間内に必要な書類を準備できるように必要な手続きを記したマニュアルの製作そしてその手続きが遂行されるように研修する。

企業間のM&Aに移民関係のデューデリジェンスも取り込む。

積極的・戦略的に関係者の教育に取り組み、会社全体に於いてどういった対応していくかをはっきりさせる。

# Shouli & Partners

Shouli & Partners LLP はデロイトと提携している独立した移民専門弁護士事務所で、経験豊かな弁護士たちが皆様のビジネス目標を達成させるために、効率的な解決策を提示しながらイミグレーション手続きのお手伝いをいたします。

## 担当者:



**リマ・シューリ** パートナー

業界における14年以上の実績を携えShouli & Partners LLP事務所創立。

アイルランド、アメリカ、アルゼンチン、イギリス、イタリア、オーストラリア、チェコ共和国、ドイツ、フランス、ブラジル、ベルギー、ポーランド、メキシコ、中国、香港、日本、を含むグローバルイミグレーション



**ジョレーン・オティエノ** シニア弁護士・加移民リーダー

現カナダ弁護士会（移民部）南アルバータ地方議長



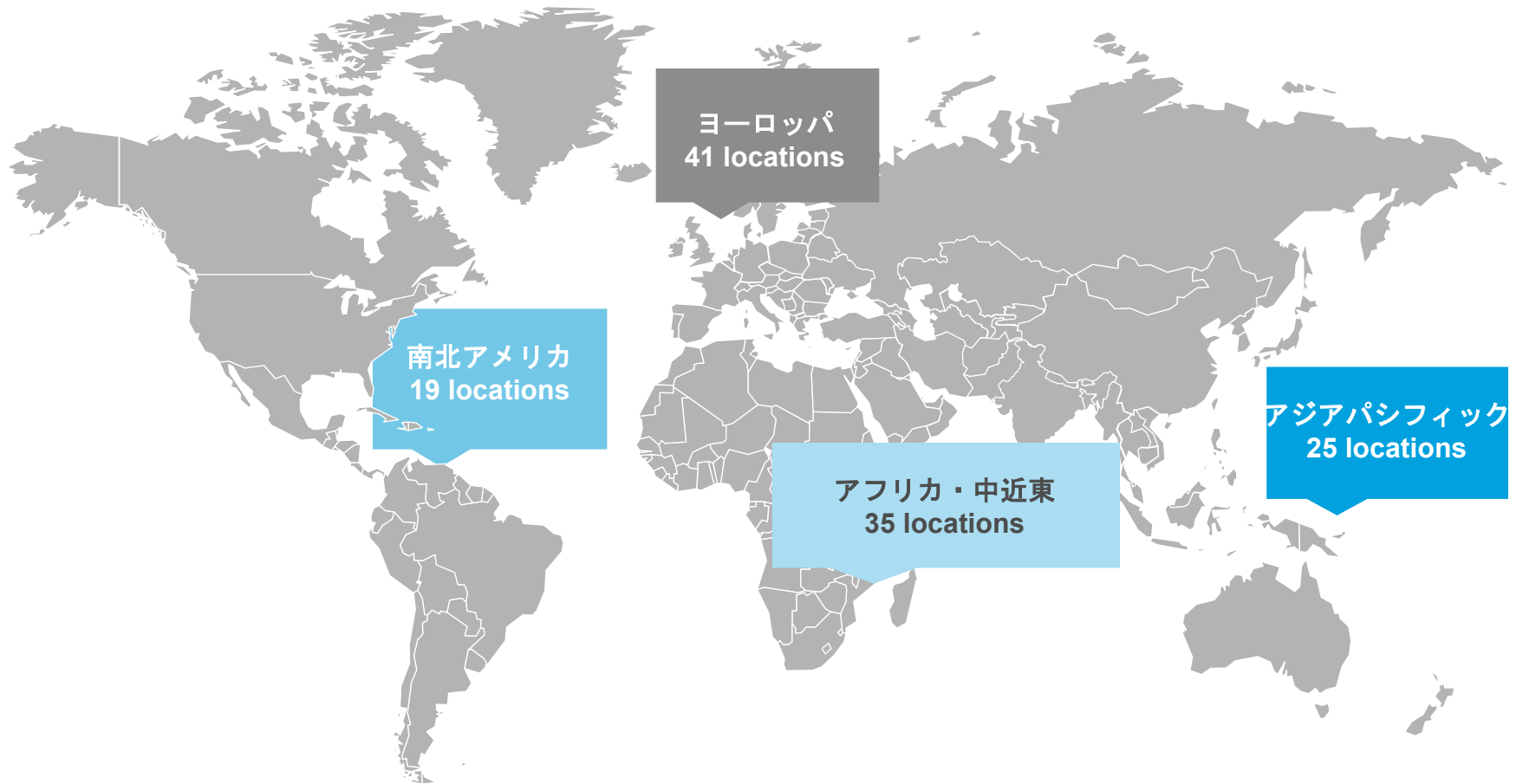
**オリバー・ブランチ** シニア弁護士・米移民リーダー

2012-2013アメリカ移民弁護士会カナダ支部執行委員

アメリカ人材管理（SHRM）協会会員



# グローバルネットワーク



# サービスライン

## 申請支援

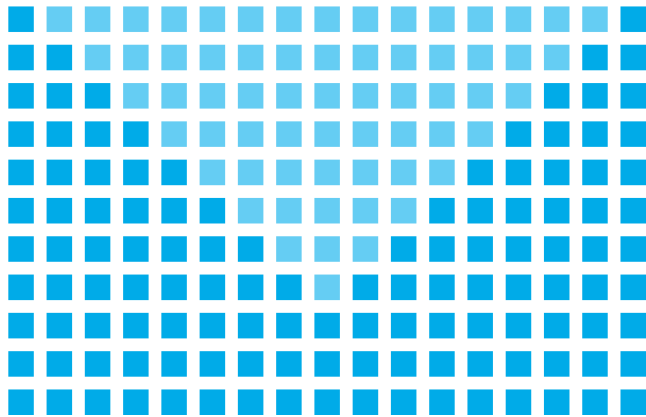
- ビザ・労働許可証
- 外国出張者
- 永住権取得・放棄
- 市民権取得・放棄
- 領事館手続き・入国審査

## アドバイザー（計画支援）

- デューデリジェンス（責任・義務調査）計画
- セミナー・ウェビナー
- トレーニング・教育
- リスク緩和
- 人員計画
- 海外人事計画
- コンプライアンス（規制）管理

## 弁護支援

- 方針開発
- 政府機関への代弁・弁護
- 海外人事方策
- 裁判・上訴
- 海外人事改革



# Contact

プロソリン岡本美希

シニア・アナリスト

イミグレーション

[mprosolin@shoulipartners.ca](mailto:mprosolin@shoulipartners.ca)

You are ahead  
of the game



**留意事項: 当プレゼンテーションにて説明した法令及び事例は一般的な概要・傾向であり、実際のImmigrationに関する事例に於いては個々の状況を鑑みた詳細な検討が必要となります。このセミナー内容に基づいて意思決定される場合は、専門家に御相談ください。**

© Shouli & Partners LLP.

This publication is produced by Shouli & Partners LLP as an information service to clients and friends of the firm, and is not intended to substitute for competent professional advice. No action should be initiated without consulting your professional advisors. Your use of this document is at your own risk.

Shouli & Partners LLP (“S&P”) is an independent global immigration law firm allied with Deloitte LLP, a Canadian limited liability partnership that is a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), a United Kingdom private company limited by guarantee. S&P, Deloitte LLP, DTTL and each member firm of DTTL are legally separate and independent entities. S&P’s practice is limited to Canadian and US immigration law matters